

<p>件名</p>	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構内部監査規程の一部改正</p>
<p>内 要</p>	<p>1. 業務方法書改正の必要性</p> <p>地方独立行政法人法が平成29年6月9日に改正され、平成30年4月1日（一部は平成32年4月1日）から施行されることとなった。</p> <p>今回の法改正では法人の業務の適正性を確保するための体制の整備することとされ、業務方法書において内部監査の実施及び監査結果を内部統制・リスク管理の部門に報告することとした。</p> <p>内部監査は地方独立行政法人移行時から規程を整備し、実施してきたが、内部監査の結果及び是正改善の措置を内部統制・リスク管理の部門に報告することの規定がなかったことから、報告についての規定を追加する。</p> <p>※業務方法書</p> <p>地方独立行政法人が業務開始の際に、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類。変更にあたっては知事の認可が必要となる。</p> <p>2. 業務方法書に規定した内部監査に関する事項 （アンダーライン部分が今回改正した箇所） （内部監査に関する事項）</p> <p>第18条 法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構内部監査規程（平成22年規程31号）に基づき内部監査を実施するとともに、<u>内部監査の結果を内部統制・リスク管理委員会に報告する。</u></p> <p>3. 内部監査規程の改正内容</p> <p>（1）監査結果を理事長及び内部統制・リスク管理委員会に報告することとした（規程第9条第3項）。</p> <p>（2）監査対象部門の長は、是正改善の措置を取る必要がある旨の通知を受けた時は、是正改善の措置を講じ、当該措置の結果を理事長及び内部統制・リスク管理委員会に報告することとした（第10条第3項）。</p>
<p>特記事項</p>	<p>平成31年4月1日から施行する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構内部監査規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(監査調書の作成)</p> <p>第9条 監査責任者は、監査の実施過程の状況について監査調書を作成するものとする。</p> <p>2 監査調書は、善良な管理者の注意をもって整理し、5年間保存し、理事長の承認なくしてその全部又は一部を部外者に示してはならない。</p> <p>3 監査責任者は、監査を終了したときは、内部監査報告書（以下「報告書」という。）を作成し、理事長及び内部統制・リスク管理委員会に報告する。ただし、緊急を要すると認められた事項については、直ちに口頭をもって報告する。</p> <p>(監査結果の通知及び改善の措置)</p> <p>第10条 理事長は、報告書の内容について、監査対象部門の長に通知する。</p> <p>2 前項の場合において、是正改善の措置をとる必要があると認められるときは、当該措置を講ずるよう併せて通知する。</p> <p>3 監査対象部門の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置を講じ、その結果を理事長及び内部統制・リスク管理委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(監査調書の作成)</p> <p>第9条 監査責任者は、監査の実施過程の状況について監査調書を作成するものとする。</p> <p>2 監査調書は、善良な管理者の注意をもって整理し、5年間保存し、理事長の承認なくしてその全部又は一部を部外者に示してはならない。</p> <p>3 監査責任者は、監査を終了したときは、内部監査報告書（以下「報告書」という。）を作成し、理事長_____に報告する。ただし、緊急を要すると認められた事項については、直ちに口頭をもって報告する。</p> <p>(監査結果の通知及び改善の措置)</p> <p>第10条 理事長は、報告書の内容について、監査対象部門の長に通知する。</p> <p>2 前項の場合において、是正改善の措置をとる必要があると認められるときは、当該措置を講ずるよう併せて通知する。</p> <p>3 監査対象部門の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置を講じ、その結果を理事長_____に報告しなければならない。</p>